

別表 5

## 食事サービス

項 目	内 容	料 金
普通食	朝食（ 8:00 ～ 9:00 ） 昼食（ 12:00 ～ 13:00 ） 夕食（ 17:00 ～ 18:00 ）	1日 1,800円
治療食	慢性病等のため又は一時的に治療食の必要な方には医師の指示を受けて治療食を提供する。	要相談
行事食	ホームで行う行事等に合わせた四季折々の料理を提供する。	要相談
居室での食事	体調不良等の理由により、所定場所で食事ができない場合は、職員が居室まで配膳、下膳のサービスを行う。	

※ 食事を摂取するかどうかは前日の 17 時までに事務室に申し出ること。申し出がない場合は、食事をするものとして準備し、食費についても徴収する。

※ 病院、歯科医療機関等で担当医師から食事に関する指示書（食事箋）が出されている場合には、ホームの担当者に提示すること。